

「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針(案)」における意見公募(パブリックコメント)の結果について

「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針(案)」についての意見公募を行ったところ、市民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出して頂いた意見を下記の通り公表します。なお、意見については趣旨を損なわないように要約しました。また、意見の趣旨が同じ内容は一つにまとめました。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 募集期間 | 令和2年1月27日(月)から令和2年2月16日(日) |
| 2. 意見提出状況 | 3人 |
| 3. 意見の件数 | 8件 |
| 4. 提出方法別 | 直接持参0人、電子メール2人、FAX1人、郵送0人 |

●第1章 方針策定の概要			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
1	同じ市内なのに地域ごとに幼稚園に通える年数が違うという状況を早期に改善出来るよう、是非計画通りに実現していただきたいです。	1	市立幼稚園の認定こども園移行に際し、現在提供できていない3、4歳児の教育・保育を全地域で実施致します。今後も、様々な課題に対応しつつ、質の高い教育・保育を提供できるように取り組んでまいります。
●第2章 市立幼稚園の利用や子育て家庭の現状と課題			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
	無し		
●第3章 認定こども園移行に関する検討			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
2	本方針は、保育所利用率の増加が顕著な本市においてとても画期的で保育、教育を求めている保護者においても、とても素晴らしい方針だと思います。	1	認定こども園に移行することにより、土曜及び長期休暇における保育の実施や、毎日の給食提供など、多様化する保護者ニーズへの対応が可能です。今後も、質の高い教育・保育の提供に努めてまいります。

No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
3	幼稚園の利用児童の大半は5歳児であり、保育ニーズに対応するのであれば市内に数少ない5歳児保育の充実が必要ではないでしょうか。	1	本方針は市立幼稚園の多様なニーズに対応するために、認定こども園移行に取り組んでおります。今後も、保育所における5歳児保育の推進を含め、多様化する保護者ニーズに対応可能な教育・保育環境の整備に努めてまいります。
●第4章 整備運営方針			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
4	佐敷地区に移行が予定されている「佐敷認定こども園」においては、小規模保育園創設一連携等により、0-5歳児の安定した保育及び教育等、他の市町村にはない施策を是非お願い致します。	1	本方針は市立幼稚園の在り方について検討した結果、認定こども園への移行を進めることになりましたので、原則として3歳から5歳児を対象と致します。今後、小規模保育園等の整備があれば認定こども園と連携施設となることも可能であります。
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
5	すでに公立保育所7カ所で民営化されており、さらなる民営化の必要性についてその根拠が全くわかりません。仮に予算的な問題、職員の定数の問題というのであれば、それも明示すべきです。	1	少子高齢化社会の到来や多様化する市民ニーズに対応するため、持続可能な行財政運営が求められております。そのような中、本市においては、これまで計画に基づき職員数の適正化を図りながら業務のアウトソーシングを行うなど、サービスの質を落とさず、効率的で効果的な市政の運営を行ってきたところであります。以上のことから市立幼稚園を3歳から5歳児の公立認定こども園へ移行すると職員の配置が厳しい状況にあり、1園の公立認定こども園へ職員を集約し、官民連携の上、幼児教育保育の充実に努めてまいります。
6	民間の園でも素晴らしい園があることは十分理解しています。しかし、それでもなお、公立でしか果たせない役割があります。緊急対応が必要なケースを引き受ける、その地域の基準となる保育、幼児教育を示すなど様々な役割です。改訂された「保育所保育指針」を現場に落とし込み、それを実践して地域の各園に指導、助言を行う事が果たして民間の園に可能でしょうか？一園のみで緊急事案への対応は十分に行えるのでしょうか？子どもや保護者の抱える問題はデリケートだからこそ見えにくく、専門的な視点での支援が必要なケースも多々あります。	1	公立認定こども園を1園とし、幼稚園教諭を集約することで、教育・保育における指針となる機能を強化してまいります。具体的には、国や県、また本市が示す幼児教育の方向性を各施設と共有し、共に実践していくコーディネーターを配置いたします。また、緊急対応が必要なケースの対応については、公立1園の現場のみでの対応ではなく、本市の各関係課及び関係機関等との横断的な支援体制の構築をより一層強化し、行政としての役割を果たしてまいります。
●第5章 方針の推進			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
	無し		

●その他			
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
7	保育には「養護と教育」2つの機能があり、しっかりと幼児教育も行われています。また、保育所保育指針と幼稚園指導要領において、3歳以上の教育部分は整合性が図られており、ほぼ同一のものであります。教育の充実という意味においても、認定こども園化しなければならない理由として疑問があります。	1	保育所においても養護と教育を一体的に行うべきことは承知しております。平成30年度の保育所保育指針の改定により保育所が幼保連携型認定こども園や幼稚園とともに幼児教育の一翼を担う施設として積極的に位置づけられ、教育内容においてもさらなる整合性が図られました。そのことにより保育所において今後さらに幼児教育の充実が期待されるところであります。一方、認定こども園ではクラス編成をして概ね4時間程の教育時間を確保することが既に義務づけられていることから教育の充実が図られるものとして市立幼稚園を認定こども園へ移行するものであります。
No.	意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
8	「公私連携」ということで協定を結び民間でも公立のようにやるということですが、民間施設に支払われる公定価格では、到底公務員並みの給料は支払われません。「子どものため」「保育に携わる使命」という名のもと、公立と同じ役割を担わせることは、現場で働く人たちを疲弊させるものだと思います。「感情労働」において、それに見合う賃金や待遇を与えず「やる気」に頼ることが、今の保育士不足の原因の1つではないでしょうか。	1	公私連携型認定こども園の職員への処遇については、国の公定価格に基づいた額を給付し、公務員の給与は人事院勧告等に基づき各自治体の条例で定めて支給することから比較対象にすべきではないと考えます。協定書は、あくまでも子どもたちが南城市内のどの教育保育施設に通っても小学校へスムーズに進学できるよう一定水準を定めるものであります。公立、民間問わず保育士や幼稚園教諭は「子ども」を第一に責任感や使命感を持って日々の業務に取り組んでいただいているものと思います。